

平成27年度進行管理・評価シート
京都市歴史的風致維持向上計画（平成21年11月19日認定）
（最終変更平成28年3月31日）

口進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)		
1 京都市歴史まちづくり推進会議及び市内連絡会	1
②重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)		
1 新景観政策の取組	2・3
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)		
1 道路修景整備事業 小川通周辺地区	4
2 道路修景整備事業 三条周辺地区	5
3 道路修景整備事業 清水周辺地区	6
4 無電柱化等事業	7
5 無電柱化事業	8
6 横断防止柵等への間伐材活用事業	9
7 観光案内標識の整備	10
8 観光案内標識アップグレード推進事業	11
9 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	12
10 観光地交通対策	13
11 御園橋改修事業	14
12 二条城東大手門保存修理事業	15
13 旧三井家下鴨別邸主屋他保存修理事業	16
14 名勝無鄰庵庭園の整備	17
15 京都市指定登録文化財修理等助成事業	18
16 伝統的建造物群保存事業	19
17 歴史的町並み再生事業	20
18 歴史的町並み再生事業	21
19 歴史的町並み再生事業	22
20 歴史的町並み再生事業	23
21 歴史的町並み再生事業	24
22 京町家耐震診断士派遣事業	25
23 京町家等耐震改修助成事業	26
24 木造住宅耐震改修計画作成助成事業	27
25 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業	28
26 京町家改修助成事業	29
27 “京都を彩る建物や庭園”制度	30
28 空き家対策推進事業	31
29 歴史的景観の保全に関する検証事業	32
30 京町家魅力発信コンテスト ～ムービーからムーブメント～	33
31 官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	34・35
32 京都会館再整備	36
33 京都市動物園再整備事業	37・38
34 左京区岡崎における神宮道と公園の再整備事業	39
35 京都・花灯路	40
36 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度	41
37 「伝統産業の日」関連事業	42
38 京もの国内市場開拓事業	43

39 京都文化祭典	44
④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)		
1 文化財の調査について	45
2 文化財の修理, 防災防犯対策, 周辺環境の整備	46・47
3 文化財の保存及び活用の普及啓発について	48
⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)		
1 効果・影響等に関する報道	49
⑥その他(様式1-6)		
1 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定	50
2 歴史的風土特別保存地区内の土地買入事業	
歴史的風土特別保存地区内の施設整備事業		51
歴史的風土特別保存地区内買入地の維持管理		
3 伝統的建造物の利活用について	52
4 近畿地区の認定都市等の連携について	53
□法定協議会等におけるコメントシート(様式4)	54

評価軸①-1
組織体制

項目	評価対象年度	平成27年度
		現在の状況

京都市歴史まちづくり推進会議及び市内連絡会

- 実施済
- 実施中
- 未着手

計画に記載している内容
「認定計画の推進及び連絡調整、認定計画の変更に関する協議、歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項」を主な役割として法定協議会を設置し、協議会をプラットフォームとして京都の歴史まちづくりを推進。市内には市内連絡会議を設置。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成27年度第1回市内連絡会(平成27年5月11日)
→平成27年度第1回推進会議の内容について意見交換するとともに、各課における歴史まちづくりの取組について共有。
 平成27年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議(平成27年5月18日)
→平成26年度実績及び計画の進行管理・評価、平成27年度実施予定の取組について確認。平成26年度評価の内容について具体的に御意見をいただくとともに、多くの事業を展開しているのだから、もっとやっていることをアピールした方がいいのでは、といった意見が出された。
→京町家の保全・再生に向けた耐震化施策について、情報提供を行った。

平成27年度第2回市内連絡会(平成28年2月10日)
→平成27年度第2回推進会議の内容について意見交換するとともに、各課における歴史まちづくりの取組について共有。
 平成27年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議(平成28年2月29日)
→平成27年度末の計画変更について確認。京都遺産が歴史まちづくりの推進と密接な関係があるということは間違いのないと思うので、十分な議論を行い、計画に書き込んでいくべきでは、といった意見が出された。
→京町家の保全・活用と空き家対策の一体的な推進について、情報提供を行った。
→重要文化財旧三井家下鴨別邸の整備事業について、情報提供を行った。

歴史まちづくり推進会議の詳細については、京都市情報館・景観政策課のホームページで議事録等を公開。
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/53-16-0-0-0-0-0-0.html>)

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

平成27年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議の様子



平成27年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議の様子



評価軸②-1

重点区域における良好な景観を形成する施策

	評価対象年度	平成27年度
項目	現在の状況	
新景観政策の取組	<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 未着手	

計画に記載している内容

(1)重点区域における都市計画との連携:重点区域の全域を高度地区に指定している。また、ほぼ全域を景観地区のうち規制の厳しい美観地区に指定しており、一部美観形成地区(景観地区の一つ)や風致地区に指定している。また、重点区域内には伝統的建造物群保存地区を3地区指定している。

(2)景観計画との連携:重点区域は全域が景観計画区域であり、景観計画において景観に関する基本方針等が定められている。

(3)市条例との連携:京都市市街地景観整備条例により、歴史的景観保全修景地区3地区、界わい景観整備地区6地区を指定しており、良好な景観の形成に努めている。また、京都市眺望景観創生条例により眺望空間における建造物の標高や形態・意匠・色彩等についての規制を行っている。さらに、京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行っている。

平成23年4月より、「市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備」「デザイン基準の更なる充実」「優れた建築計画の誘導」「申請手続きの見直し、基準の明文化」を柱として、景観政策を進化させている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

本市では、50年後、100年後も光り輝く京都の景観づくりを目指し、①建築物の高さ規制の見直し、②建築物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤歴史的な町並みの保全・再生を5つの柱として、平成19年9月より、新景観政策を実施している。このうち、①～④の柱による景観規制を運用し、景観計画区域内の景観の整備を図っている。新景観政策を実施して以降、京都の景観がどのように保全・再生・創造されているのか、さらに、新景観政策がどのような影響を与えているのかなどを様々な角度から検証し、継続的に政策を進化させていくこととしている。平成27年度は、これまでの景観政策の実施状況や影響等を取りまとめた「平成27年度京都市景観白書」を発行し、白書等を題材として景観政策に対する市民からの意見を頂戴する場として、「京都市景観市民会議」を開催した。

□屋外広告物に関する平成27年度の取組

京都にふさわしい広告景観を形成するため、平成24年度から屋外広告物対策を抜本的に強化し、屋外広告物制度の定着促進、是正のための指導の強化と支援策の充実、京都にふさわしい広告物の普及促進を3つの柱として取り組んできた結果、市内に表示される屋外広告物の約7割が違反状態にあったものが、平成28年3月末時点では、約9割が条例の趣旨に沿った表示となっている。

①景観支障が大きな案件の解消(更なる適正化の取組)の推進

平成26年8月末時点で、約2,100件あった景観支障が大きな案件の適正化に優先的に取り組み、平成28年3月末時点で約460件を残すのみとなった。

②優良な広告景観を創出する屋外広告物の普及・誘導

京都にふさわしい広告物の更なる普及促進のため、3回目となる京都景観賞屋外広告物部門を実施し、京都のまち並みに調和し、美しく品格のある景観形成に貢献する優良な屋外広告物の表彰を行った。(応募件数:1,207件、表彰件数:185件)また、優良屋外広告物補助金制度では、今年度も8件に対して補助金を交付した。

③屋外広告物の安全対策

安全管理に係る啓発チラシを作成し、全登録業者(約980件)へ送付するとともに、事業者への更新許可の通知にも同封して、啓発を行っている。また、自己点検報告書の点検項目を改正(運用は来年度から実施予定。)し、安全対策を強化している。また、危険な屋外広告物に対しては、随時撤去等指導を実施している。

④これまでの取組の効果の検証等

屋外広告物条例の規制により創出された広告景観の印象を、市民・観光客等を対象に調査し、これまでの取組の効果を検証するため、住民基本台帳から無作為抽出した2,000名の京都市民や国内外の観光客の方々に「京都にふさわしいか」の視点で「ふさわしい」から「ふさわしくない」までの5段階で評価していただく印象評価アンケートを実施した。郵送アンケートについては871通、観光客アンケートについては日本人286通、外国人146通の回答をいただいている。また、当アンケートを監修いただいた武山良三氏(富山大学芸術文化学部教授・学部長)から、これからの京都の屋外広告物や広告景観の方向性について講演していただくとともに、京都の広告景観の担い手である屋外広告物業者、市民、学生とともに屋外広告物の課題やどのような広告物が京都のまちにふさわしいのかをディスカッションし、本市の広告景観行政の取組について市民の理解を深める場として「京の広告景観を考えるシンポジウム」を開催した。

□その他の取組

①琵琶湖疏水の開削によって形成された岡崎地区の優れた景観を次の世代に継承することを目的として、同地区の文化財保護法に基づく重要文化的景観への選定を目指した調査検討事業を実施してきた。平成26年度には選定申請を行い、平成27年10月7日付けで「京都岡崎の文化的景観」が国の重要文化的景観に選定された。

②先斗町地域の特性に応じたよりきめ細かな景観の保全・創出を図ること等を目的として、平成27年度4月に先斗町地域を先斗町界わい景観整備地区へ指定した。

③地域の景観を保全・創出することを目的に、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を京都市が認定する、地域景観づくり協議会制度を平成23年4月から開始した。平成27年8月には、これまでに認定した七つの協議会が互いに協力し、各地域の価値を高めていくための「京都市地域景観まちづくりネットワーク」が設立された。

【基本方針との関係】京都の優れた景観を保全・再生するための景観政策をさらに進化させ運用していくことにより、歴史的建造物を取り巻く町並みの整備が進み、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

進捗状況 ※計画年度との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
<input checked="" type="checkbox"/> 計画どおり進捗している <input type="checkbox"/> 計画どおり進捗していない	

状況を示す写真や資料等

●平成27年度景観白書



●平成27年度優良屋外広告物に対する補助事例



京町家INARI



京料理せんしょう

●平成27年度京都景観賞屋外広告物部門 受賞例



松栄堂



三井ガーデンホテル京都新町別邸

●京の広告景観を考えるシンポジウム



講演の様子



ディスカッションの様子